

諮問庁：外務大臣

諮問日：平成29年4月21日（平成29年（行情）諮問第151号）

答申日：平成29年11月16日（平成29年度（行情）答申第324号）

事件名：特定文書に記載の「治安維持活動に関する法令を調査する必要性が生じた」事実及び経緯を記録した文書の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「『治安維持活動に関する法令を調査する必要性が生じた』（出典：『2015-00149-0053-IMG』2枚目）事実及び経緯を記録した文書の全て。」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、訓令「2015-00149-0053-IMG」につき、改めて開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成28年4月13日付け情報公開第00705号により外務大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

不開示決定の取消し。

「外務省行政文書管理規則」9条でいう「外務省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに外務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」文書が存在すると思われるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

処分庁は、審査請求人が平成28年3月13日付けで行った開示請求「治安維持活動に関する法令を調査する必要性が生じた（出典：「2015-00149-0053-IMG」2枚目）事実及び経緯を記した文書の全て。」に対し、不開示（不存在）とする原処分（平成28年4月13日付け情報公開第00705号）を行った。

これに対し、審査請求人は、平成28年4月20日付けで、対象文書が存在するはずであるとして、不開示決定の取り消しを求める審査請求を行

った。

2 本件対象文書について

本件審査請求の対象となる文書は、「治安維持活動に関する法令を調査する必要が生じた（出典：「2015-00149-0053-IMG」2枚目）事実及び経緯を記録した文書の全て。」である。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、原処分に対し、「『外務省行政文書管理規則』9条でいう『外務省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに外務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる』文書が存在すると思われるので、改めて関連部局を探索の上、発見に努めるべきである。」と主張する。

しかしながら、外務省は、地域紛争の頻発等冷戦後の国際情勢の変化に対応した包括的な紛争予防・平和構築の実現に向けて国連や各国が平和協力活動のあり方を見直すという当時の一般的な流れの中で、今後の我が国の取組の在り方について検討するために、外務省の通常のプラクティスとして国際平和協力の様々な側面について各国の状況を調査するために調査訓令を発出していたのであり、「治安維持活動に関する法令」に関する調査もその一環として行われたものである。このような調査の実施にかかる意思決定は、個別の訓令電報を決裁する過程において行われており、当該調査の必要性に関する事実及び経緯を記した文書については、探索したが、存在を確認することが出来なかったため、不開示（不存在）と決定したのであり、同請求人の主張は当たらない。

4 結論

上記の論拠に基づき、外務省としては、原処分を維持することが妥当であると判断する。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- | | | |
|---|------------|---------------|
| ① | 平成29年4月21日 | 諮問の受理 |
| ② | 同日 | 諮問庁から理由説明書を收受 |
| ③ | 同年10月17日 | 審議 |
| ④ | 同年11月14日 | 審議 |

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、「『治安維持活動に関する法令を調査する必要が生じた』（出典：『2015-00149-0053-IMG』2枚目）事実及び経緯を記録した文書の全て。」である。「2015-00149-0053-IMG」とは、外務省が平成28年2月29日に行った開示決定に係る開示実施文書のうちの文書53である。

諮問庁は、本件対象文書を作成も取得もしておらず不存在であるとして、不開示とした原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 本件対象文書の保有の有無について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおりであった。

ア 本件対象文書は、「治安維持活動に関する法令を調査する必要性が生じた」（出典：「2015-00149-0053-IMG」2枚目）事実及び経緯を記録した文書である。本件開示請求書にいう当該調査の必要性が生じた「事実及び経緯を記録した文書」に該当し得る対象は、その期間や内容が広範囲に及び得る一方、当該調査は、国際社会において平和協力活動が一層充実しつつあり、我が国による平和協力活動の在り方を検討すべきという一般的な認識の下、国際平和協力に関する各国制度に係る種々の調査を累次実施していた一環として外務本省から在外公館に対し公電で訓令「2015-00149-0053-IMG」（以下「訓令電」という。）を發出して行ったものであるから、本件開示請求について、訓令電を發出する必要性が生じた事実及び發出に至る経緯を記録した文書であると解した。

イ 本件開示請求書に出典として引用されている訓令電の2枚目には訓令電を發出する必要性が生じた事実及び経緯が記載されているところ、訓令電以外に、訓令電を發出する必要性が生じた事実及び發出に至る経緯を記録した文書を特定することができなかった。

なお、訓令電の1枚目において、訓令電の發出に係る決裁がなされていることから、当該調査の実施に係る意思決定は、訓令電の決裁の過程で行われたことは明らかであり、本件審査請求の理由にいう、訓令電の發出に係る「外務省における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに外務省の事務及び事業の実績を合理的に跡付け、又は検証することができる」文書は、訓令電以外に外務省としては作成も保有もしていない。

ウ 本件開示請求を受け、念のため、関係部署において、執務室の机、書庫及びパソコン上のファイル等について探索を行ったが、その保有を確認できなかったことから、文書不存在につき不開示とした。また、本件審査請求を受け、确实を期すために、再度、執務室の机、書庫及びパソコン上のファイル等の探索を行ったが、本件対象文書の保有は確認されなかった。

(2) そこで検討すると、諮問庁が、本件開示請求文言の趣旨として、訓令電を發出する必要性が生じた事実及び發出に至る経緯を記録した文書の開示を求めるものと解したことは首肯できる。また、本件対象文書は、訓

令電以外に作成も保有もしていないという上記（１）イの諮問庁の説明は不自然、不合理とまではいえない。さらに、上記（１）ウの２度にわたる文書探索の方法及び範囲は特に不十分とは考えられず、訓令電以外に本件対象文書の存在をうかがわせる事情も特段認められないことから、訓令電以外に本件対象文書を作成も保有もしていない旨の諮問庁の上記（１）イ及びウの説明を否定することはできず、したがって、外務省において訓令電以外に本件対象文書を保有しているとは認められない。

一方、諮問庁は本件対象文書を保有していないとして不開示としたが、諮問庁の説明によれば、訓令電を発出する必要性が生じた事実及び発出に至る経緯は訓令電に記載されており、審査請求人は本件開示請求の出典としている訓令電自体を本件開示請求対象から明示的に除外していないことから、訓令電は本件対象文書に該当すると認められる。

したがって、新たに訓令電を対象として特定し、改めて開示決定等をすべきである。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、外務省において訓令電を保有していると認められるので、これにつき改めて開示決定等をすべきであると判断した。

（第２部会）

委員 白井玲子，委員 池田綾子，委員 中川丈久